

# 業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 放置艇撤去運搬処分業務委託
- 2 契約期間 令和 年 月 日から令和7年12月5日
- 3 業務委託料 ￥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ 00, 000, 000. -)  
(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、契約金額に10/110を乗じて得た金額である。

頭書業務について、委託者（排出事業者）秋田県船川港湾事務所長 渡邊 聡（以下「甲」という。）と受託者（収集・運搬）株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の事業場：男鹿市船川港比詰餅ヶ沢地内 旧男鹿高校敷地内から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分等に関して次のとおり契約を締結する。

## 第1条（委託内容）

### 1 乙の事業範囲

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

#### ◎収集・運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：秋田県

許可の有効期限：令和 年 月 日

事業範囲：許可証のとおり

産業廃棄物の種類：許可証のとおり

許可の条件：許可証のとおり

許可番号：

### 2 委託する産業廃棄物の種類及び数量（予定）

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び数量（予定）は次のとおりとする。

#### ◎収集・運搬及び処分に関する種類及び数量（予定）

廃プラスチック類：54.07t

木くず：7.72t

金属くず等：15.46t

### 3 収集・運搬過程における積替保管

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

### 4 解体及び分別等

乙は、甲から委託された産業廃棄物について、適宜解体または分別等をする。また、その費用は本委託業務に含むものとする。

### 5 再委託

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務または処分業務を他人に委託しない。ただし、契約期間中に収集・運搬業務または処分業務を他人に委託する必要がある場合には、乙は書面にて甲の許可を得て法令の定める再委託基準に従い収集運搬業務または処分業務を再委託することができる。

この場合において、乙は甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除する。

## 6 マニフェスト

甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し乙に交付する。

### 第2条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物をその積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故についてはその原因が甲に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- 2 乙はやむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるように努力する。

### 第3条（委託業務完了報告）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務完了報告書を提出する。ただし、業務完了報告書はマニフェストB2票の提出をもって代えることができる。
- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

### 第4条（委託料、消費税、支払い）

- 1 甲は、乙から提出された請求書が正当であると認めたときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に対し委託料を支払う。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務についての消費税は、甲が負担する。
- 3 委託料の額が経済情勢の変化に応じて、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

### 第5条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

### 第6条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた
  - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合  
イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
  - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する委託料を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

#### 第7条（契約保証金）

秋田県財務規則第178条第3号により、契約保証金を免除とする場合がある。

#### 第8条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 秋田県男鹿市船川港船川字外ヶ沢134

秋田県船川港湾事務所長 渡邊 聡

乙 秋田県〇〇市〇〇〇

株式会社〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇